

国連生物多様性の10年日本委員会ロゴマーク使用規程

1 趣旨

この規程は、国連生物多様性の10年日本委員会（以下「委員会」という。）のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものである。

2 管理事務

ロゴマークの権利は委員会が保有し、管理事務は委員会事務局が行う。

3 禁止事項

ロゴマークを使用する者は、別紙に定める事項に抵触してはならない。

4 使用手続等

(1) 次の場合には、ロゴマークの使用に関する手続きを要しない。

- ア. 日本国政府、委員会が使用する場合。
- イ. 委員会活動の広報又は報道を目的に使用する場合。
- ウ. 委員会の広報組織等のメンバーが使用する場合。
- エ. 委員会により認定された連携事業に使用する場合。
- オ. 委員会により選定された推薦図書等に使用する場合。
- カ. 委員会が主唱する「グリーンウェイブ」活動として登録された植樹等の活動に使用する場合。
- キ. 委員会が後援、推薦する行事等に使用する場合。
- ク. 委員会への寄付・協賛者が使用する場合。

(2) 4 (1) 以外の場合で、ロゴマークを使用する者は、以下のとおりとする。

ア. ロゴマークを無償で配布、その他何らかの対価を伴わないで使用する場合

使用の10日前（行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）までに委員会委員長あてにロゴマーク使用届出書（別紙書式1）を提出しなければならない。

また、使用したときは速やかに、作成した成果物の現物、写真又はコピー等を添えて使用状況を報告しなければならない。

届け出た内容を変更する場合には、変更の10日前（行政機関の休日を除く。）までに委員会委員長あてにロゴマーク使用変更届出書（別紙書式2）を提出しなければならない。

イ. ロゴマークを有償で配布、その他何らかの対価を伴って使用する場合

使用の15日前（行政機関の休日を除く。）までに委員会委員長あてにロゴマーク使

用承認申請書（別紙書式3）を提出し、承認を受けなければならない。

また、使用したときは速やかに、作成した成果物の現物、写真又はコピー等を添えて使用状況を報告しなければならない。

承認された内容を変更する場合には、変更の15日前（行政機関の休日を除く。）までに委員会委員長あてにロゴマーク使用変更承認申請書（別紙書式4）を提出し、承認を受けなければならない。

5 ロゴマークを使用する者の責務等

ロゴマークを使用する者は、信義に従い、誠実に本規程を履行しなければならない。なお、委員会はロゴマークの使用に伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

6 ロゴマークの使用改善の要求

ロゴマークを使用する者が、別紙に定める事項に抵触している場合には、委員会は当該使用者に対し、使用の改善を求めることができる。なお、委員会はこの要求に伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

7 ロゴマークの使用承認の取消し

ロゴマークを使用する者が、6に定めるロゴマークの使用改善の要求に従わない場合には、委員会は当該使用者に対する使用承認を取り消すことができる。なお、委員会はこの取消しに伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

8 その他

本規程に定めるものの他、必要な事項は委員会が別に定める。

附則

本規程は、平成24年5月23日より施行する。

本規程は、平成25年4月1日より施行する。

本規程は、平成29年3月1日より施行する。

ロゴマークの使用に関する禁止事項

ロゴマークについて、次の事項に該当する使用を禁止する。

- (1) 別添「国連生物多様性の 10 年日本委員会のコンセプト及び仕様等」に反する使用の場合。
- (2) 国連生物多様性の 10 年日本委員会の目的等と著しく乖離し、又はその品位が損なわれるおそれがある場合。
- (3) 法令や公序良俗に反する使用、又はそのおそれがある場合。
- (4) 特定の団体や個人等を誹謗中傷する場合。
- (5) 使用者がロゴマークの使用、又はそれらを伴う物品、印刷物及びサービス等の提供により不当な利益等を受けている場合。
- (6) 募金活動と結びつけて使用する場合。
- (7) 提供する商品やサービスの品質を担保、又は証明するものとして使用する場合。
- (8) 届出書や申請書に虚偽の情報を含む場合。
- (9) 使用者が実体の無い団体の場合。
- (10) その他、本規程の定めに適合しない場合。